

伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

伊勢崎市は、令和7年4月にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、伊勢崎市独自の取り組みを推進している。

本業務は、一定規模以上の太陽光発電設備が未設置の公共施設等を対象とした導入に係る調査を行うものであり、上記の目標達成に資することを目的としている。

本プロポーザルは、業務実施にあたり、専門的な知識を有し、最も優れた事業者候補を選定するために実施するものである。

2. 業務概要

(1) 件 名

伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託

(2) 内 容

伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 期 間

契約締結日の翌日から令和8年1月16日まで

(4) 委託上限額

10,670,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) その他

本業務は、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用するものであり、事業の完了実績報告書等の作成を見込むものである。

3. 受託者の選定方式

本業務委託は、プロポーザル方式により、提案内容及び見積額等による総合評価とし、受託候補者を決定するものとする。

なお、受託候補者の選定については、伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行うものとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

なお、本プロポーザルについては、他社と企業体を組んで共同提案をすることができる。

- (1) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年6月29日第32号)第2条第3号及び第4号に該当しないこと。
- (6) 伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条1項に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 企業体を組んで提案する場合には、次のいずれにも該当すること。

ア 全事業者が(1)から(6)までを満たしていること。

イ 構成員が他の企業体の構成員として又は単独により本プロポーザルに参

加していないこと。

ウ 市は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約により業務を行うこと。

5. 本プロポーザルの実施スケジュール

スケジュールは下記のとおり。各項目については、それぞれ詳細を確認すること。

項 目	期 日
公募開始、参加申込及び質問受付開始	令和7年 6月19日
質問提出期限	令和7年 6月25日
質問回答期限	令和7年 7月 1日
参加申込書の提出期限	令和7年 7月 3日
参加資格審査結果通知	令和7年 7月 8日
企画提案書受付期限	令和7年 7月28日
第一次審査（書面審査）	令和7年 7月 下旬
第一次審査結果通知	令和7年 8月 1日
第二次審査（プレゼンテーション等）	令和7年 8月 7日
第二次審査結果通知・公表	令和7年 8月12日
業務委託契約の締結	令和7年 8月13日 (※予定)

6. 参加申込手続等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は、「11. 事務局」にて行う。

(1) 提出書類

	内 容	様 式	備 考
1	参加申込書	様式第1号	
2	会社概要書	様式第2号	
3	業務実績報告書	様式第3号	

4	業務体制表	任意様式	
---	-------	------	--

(2) 提出期限等

提出期限	令和 7 年 7 月 3 日（必着）
提出場所	事務局
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、事前に事務局に連絡すること。）

(3) 参加資格審査結果通知

- ① 通知日 令和 7 年 7 月 8 日
- ② 通知方法 電子メールにて参加申込者に通知する

7. 質問及び回答

(1) 質問の方法

様式第 4 号「質問書」に質問事項を電子メールにて事務局まで送付すること。

電子メールの件名は「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務委託に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期間

令和 7 年 6 月 1 9 日から令和 7 年 6 月 2 5 日午後 5 時まで（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 1 日午後 5 時までに、本市ホームページ上で公表する。なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 受託候補者の選定等

(1) 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、本プロポーザルに参加することが認められた者は、以下の書類を期限までに提出すること。

① 提出書類

	内 容	様 式	備 考
1	企画提案届出書	様式第 5 号	
2	企画提案書	任意様式	
3	業務工程表	任意様式	
4	見積書	任意様式	税込

② 提出期限等

提出期限	令和 7 年 7 月 2 8 日（必着）
提出場所	事務局
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、事前に事務局に連絡すること。）

(2) 選定方法

① 第一次審査の実施

第一次審査として、提出された企画提案届出書等を事務局が評価基準に従い採点する。採点結果は審査委員会に諮るものとし、プロポーザル参加者が 5 者以上となる場合には、採点結果における上位 5 者程度を第二次審査参加者として選定する。

なお、第一次審査における採点結果は、第二次審査に引き継がれる。これは、参加者が 5 者以下の場合も同様である。

② 第一次審査評価基準

評価項目、評価基準及び配点については、次のとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
1	実施体制	この分野における実績と知識を有する人員が配置されており、市担当者との円滑な連携・調整が可能であるか。	4 0
2	実績	類似の業務についての実績が十分にあるか。	3 0
3	提案内容	有効な情報収集や調査手法がとられ、提案の的確性、データの裏付けは十分にあるか。	3 0
4		具体性や実現性を加味した提案となっているか。	4 0
5		伊勢崎市の実情に合う提案となっているか。	3 0
6	工程	業務工程が具体的に示されており、各工程の期間が十分であるか。	3 0

※見積金額については、評価項目として審査しないが、評価点が僅差のときには考慮する場合がある。

③ 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行ったすべて者に結果を通知する。

④ 第二次審査（プレゼンテーション等）の実施

第一次審査を通過した者を対象とし、プレゼンテーションの審査を行う。下記の方法で審査及び採点を行い、受託候補者を選定する。

ア プレゼンテーション方法

提出された企画提案書等を用いて、20分以内に説明を行う。その後、質疑応答を行う。

イ プレゼンテーションにおける注意事項

- a プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン

等に投影して説明する場合を含む)。

- b プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合であっても、提案内容に含まれるものとする。
- c プレゼンテーションに必要な機器は、プロジェクター及びスクリーンを除き、出席者が用意する。
- d 出席者は4名以内とし、業務実施体制表に記載のある者を1名以上含めるものとする。
- e プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- d 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

ウ 実施日時

令和7年8月7日※開始時間等については後日通知

エ 実施場所

後日通知

⑤ 第二次審査評価基準

評価項目、評価基準及び配点については、次のとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
1	提案内容	有効な情報収集や調査手法がとられ、提案の的確性、データの裏付けは十分にあるか。	20
2		具体性や実現性を加味した提案となっているか。	20
3		伊勢崎市の実情に合う提案となっているか。	20
4	プレゼンテーション	発表の構成が優れており、説明はわかりやすいものであるか。	10
5		提案内容は、環境省のマニュアル等に基づいているとともに、業務実績から得た知見を踏まえた説得力のある内容であるか。	10
6		質疑への応答は適切に行えているか。	10
7		本市に寄り添い、本業務を適正かつ効果的に実施しようとする意欲を感じられるか。	10

⑥ 第二次審査結果の通知

第二次審査を受けた者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。

⑦ 受託候補者の決定及び公表

受託候補者は、第一次審査及び第二次審査の合計点により決定し、受託候補者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

9. 契約手続等

- (1) 選定された受託候補者は、市と事業内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により

契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

- (2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、事業内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加した者は、本要領に同意したものとみなす。
- (2) 本要領に基づく全ての手続きに関する費用については、参加者が負担するものとする。
- (3) 参加者が提出した提案企画書等は、提出期限後には修正及び差し替え等を行うことはできない。
- (4) 本プロポーザルにおいて、参加者から提出された提案企画書等は、選定結果の公表等、必要な範囲において、本市が無償で当該著作権を使用することができものとする。なお、提出された提案企画書等の返却は行わない。
- (5) 参加申込書（様式第1号）を提出された後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を事務局まで提出すること。
- (6) 本プロポーザルにおいて、本要領の規定に反する場合や不正行為を行った場合には、失格とみなす。
- (7) 本要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

11. 事務局

伊勢崎市環境部GX推進課いせさきGX推進係

所在地 〒372-0824

群馬県伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21

管理棟2階

電話：0270-27-5596

mail:gxsuishin@city.isesaki.lg.jp